

## 令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

## 1 背景

## 国保の構造的な課題

- ① 高齢者が多く、医療費水準が高い
- ② 低所得者が多い
- ③ 小規模保険者が多く、財政運営が不安定
- ④ 市町村間の格差が大きい

## 都道府県単位化

- ①② 公費による財政拡充
  - ③④ 納付金制度の導入
- ⇒ 都道府県が医療給付費を支払う代わりに、市町村はその財源を「納付金」として都道府県へ納付

- 現在、各市町村は納付金を支払うため、**市町村毎に保険料率を設定**し、被保険者から保険料を徴収している。
- ただし、都道府県単位化では、都道府県内の保険給付を全市町村・全被保険者で支え合う仕組みのため、本来**都道府県内のどこに住んでいても、同じ給付を同じ保険料負担で受けられることが望ましい**。

## 2 全道保険料率の統一

上記を踏まえ、北海道では、「北海道国民健康保険運営方針」において、**令和12年度に統一保険料率導入を目指す**と明記。

- 「道内どこに住んでも保険料は同じ」とするため、基金や繰入金をつかった市町村独自の保険料引き下げはできなくなる。
- 「保険料が同じなら給付サービスも同じであるべき」という観点から、各種サービス基準やルールの一統化も進めている。

## 3 全道保険料率の統一を実現した際の札幌市への影響

- 全道統一保険料になっても、札幌市は「保険料必要総額」（北海道から請求される納付金）がほぼ変わらない見込みのため、1世帯当たりで計算した時の負担額は約15万円で大きく変わらない見込み（医療費増減やその他の制度改正による影響は除く）。
- しかしながら、統一保険料率を実現するため、保険料の集め方（賦課割合）を変更する必要があり、世帯の状況によっては、保険料の増減が発生する。
- 「札幌市保険料率」（令和6年度実績）と「全道の統一保険料率」（北海道推計）の比較は、別紙のとおり。

## 令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

### 4 賦課割合について

- ① 保険料として集めるべき総額を「平等割」「均等割」「所得割」に分けるが、この分ける割合を「賦課割合」という。
- ② 賦課割合をどのように配分するかは、各市町村が条例で定めている。
- ③ 札幌市は、低所得世帯や多人数世帯の負担が重ならないよう「平等割27.5：均等割22.5：所得割50」としている。

#### 【(例) 100億円の保険料を集めなければならない場合】

賦課割合にしたがって100億円を「平等割27.5億円、均等割22.5億円、所得割50億円」に分ける。ここから配分ごとの料率を決めていく。

- 平等割27.5億円÷世帯数 = 1世帯あたり平等割額
- 均等割22.5億円÷加入者数 = 1人あたり均等割額
- 所得割 50億円÷加入者の総所得 = 1人あたり所得割率

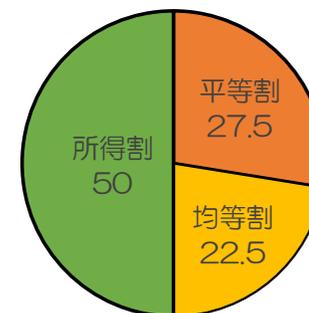
平等割	世帯毎の保険料
均等割	加入者数に応じた保険料
所得割	所得に応じた保険料

- ④ しかし、統一保険料率に移行すると、札幌市の場合、賦課割合が「24：33：43」となる見込みのため、R12までに札幌市も賦課割合を見直す必要がある。この影響は以下のとおり。

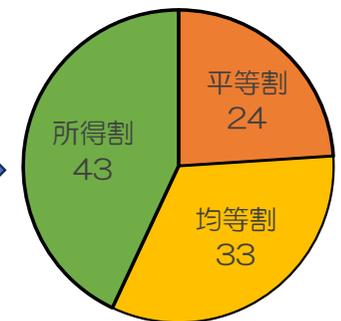
#### 【賦課割合の見直しの影響】

- これまで低く抑えていた均等割の料率が上がる  
⇒ 世帯の人数が多いほど、負担が増える
- 所得割の料率が下がる  
⇒ 所得割がかかる中間以上の所得層は、負担が減る  
⇒ そもそも所得割がかかっていない低所得世帯は、所得割が減っても恩恵は受けられない。

賦課割合（現状）



賦課割合（統一後）



- ⑤ 多人数の低所得世帯ほど負担が増えることになるため、急激な変化を避ける工夫が必要ではないか。

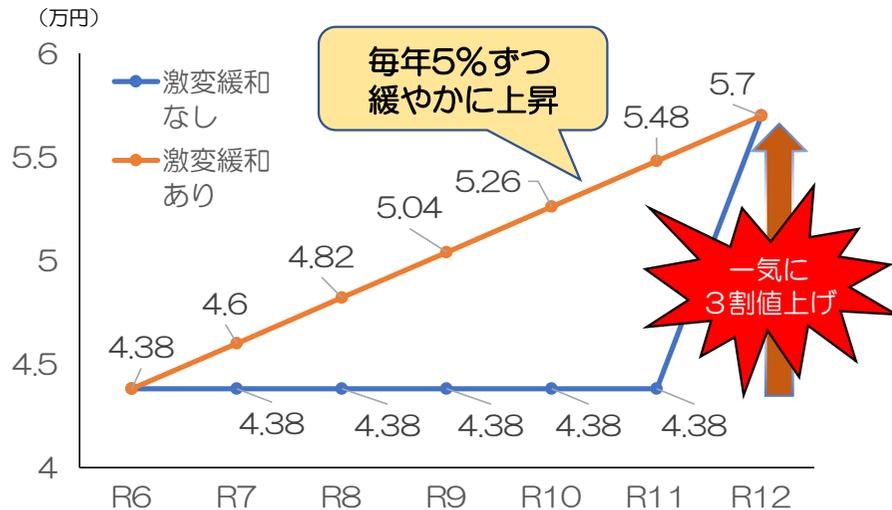
## 令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

### 5 全道保険料率の統一に向けた激変緩和対策

- R12に一気に賦課割合を変更すると、保険料が激変する世帯（急激な値上げになる世帯）が生じてしまう。
- こうした激変を回避するため、早いうちから徐々に変えていき、時間をかけて統一保険料率に近づけていく検討が必要ではないか。
- 例えば、毎年上げ幅が均等になるよう段階的に移行するといった方法がある。（下記グラフは、R7から激変緩和した場合のイメージ図。）

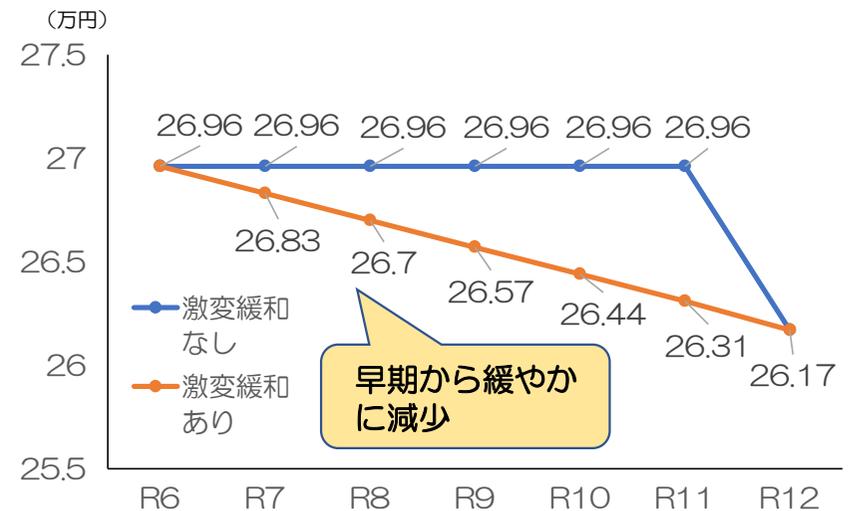
#### 【保険料増世帯の激変緩和イメージ】

【収入98万円以下、4人世帯の場合】  
 保険料 R6：43,830円 ⇒ R12：57,020円  
 （差額 +13,190円（30%増））



#### 【保険料減世帯の激変緩和イメージ】

【収入300万円、1人世帯の場合】  
 保険料 R6：269,660円 ⇒ R12：261,700円  
 （差額 ▲7,960円（3%減））



## 令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

## 5 全道保険料率の統一に向けた激変緩和対策（続き）

## 【激変緩和のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
保険料増世帯	保険料の上昇幅を緩やかにできる	早い段階から保険料が引上げとなる
	ほかの制度改正や医療費増など、別の保険料増要因と重複するリスクを分散できる	
	保険料急増によって支払不能に陥る状況を回避できる（収納率低下も抑止できる）	
保険料減世帯	対象者の多くは中間所得層であり、これまで負担が重たいとされてきた世帯であるが、早い段階から保険料を引下げることができる	

## ＜参考＞ 今回の激変を緩和するために「基金」は活用できないのか？

- ① 「協議2」で詳細を説明するが、R5運協で試算をお示しした通り、今後も道基金への拠出が見込まれ、現時点で中長期にわたる措置を講じるだけの残高の余裕はない状況。
- ② R12までの間、仮に基金を使って一時的に負担を抑制したとしても、R12には一気にゴールまで引き上げられてしまう。（R12以降は基金を使った独自の保険料引き下げはできなくなるので、R12のゴールポストは動かせない）

→ 大がかりな措置を講じる余裕もないが、そもそも基金を活用しても激変を緩和することは難しい。

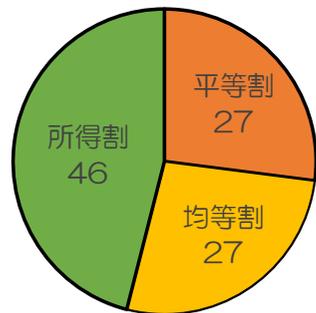
## 令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

### 6 他都市の状況

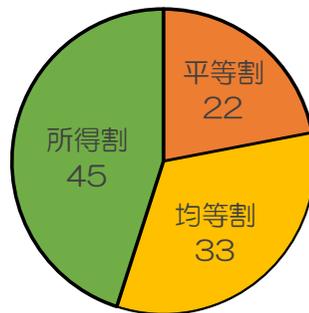
保険料率の統一に伴う賦課割合の見直しは、全国的に生じる問題であるが、先行で実施している一部の市の状況は以下のとおり。

A市（他県）…R6に県内統一保険料を実現

賦課割合（H29）



賦課割合（統一）



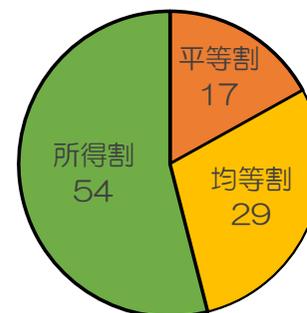
【賦課割合見直し】 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
平等割	27	26	25	24	23	22	22
均等割	27	28	29	30	31	32	33
所得割	46	46	46	46	46	46	45

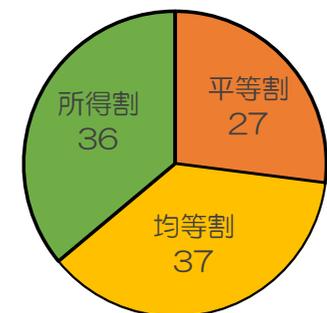
- H30～R5まで6年かけて激変緩和措置。
- 激変緩和措置に対して、基金は活用せず。
- A市職員によると、見直し期間中、問合せや納付相談が急増することはなかったとのこと。

B市（道内）…R12から全道統一保険料を実施（予定）

賦課割合（R2）



賦課割合（統一）



【賦課割合見直し】 1年目 2年目 3年目 4年目 … 10年目

	R2	R3	R4	R5	R6	…	R12
平等割	17	22	23	24	24	…	27
均等割	29	31	32	33	34	…	37
所得割	54	47	45	43	42	…	36

- R3～R12まで10年かけて激変緩和措置。
- 統一後の賦課割合との差が大きかったため、初年度に大きく変更し、それ以降は均一に変更。
- 激変緩和措置に対して、基金は活用せず。

## 札幌市賦課割合検討資料

別紙1

## 【現行保険料率と統一保険料率】

(単位:円)

		現行(R6)	統一(R12)	差
医療分	平等割	33,270	29,012	▲4,258
	均等割	19,350	28,665	9,315
	所得割	9.59%	8.91%	▲0.68%
支援金分	平等割	10,660	9,376	▲1,284
	均等割	6,200	9,264	3,064
	所得割	3.00%	2.75%	▲0.25%
介護分	平等割	7,850	7,298	▲552
	均等割	5,670	9,172	3,502
	所得割	2.73%	2.02%	▲0.71%
医+支	平等割	43,930	38,388	▲5,542
	均等割	25,550	37,929	12,379
	所得割	12.59%	11.66%	▲0.93%
医+支+介	平等割	51,780	45,686	▲6,094
	均等割	31,220	47,101	15,881
	所得割	15.32%	13.68%	▲1.64%

札幌市賦課割合検討資料 (医療+支援)

別紙2

【現行保険料と統一保険料】

(単位:円)

現行(R6)	1人	2人	3人	4人	4人(介2人)
98万円以下	20,830	28,500	36,160	43,830	49,580
200万円	181,530	188,060	208,500	185,110	219,000
300万円	269,660	295,210	296,630	317,070	375,820
400万円	362,820	388,370	413,920	439,470	522,260
500万円	463,540	489,090	514,640	540,190	644,820
600万円	564,260	589,810	615,360	640,910	767,380
700万円	670,020	695,570	721,120	746,670	896,080
800万円	783,330	808,880	834,430	855,560	1,025,560

(単位:円)

統一(R12)	1人	2人	3人	4人	4人(介2人)
98万円以下	22,890	34,270	45,650	57,020	64,710
200万円	180,080	195,160	225,500	198,820	229,610
300万円	261,700	299,630	307,120	337,470	390,100
400万円	347,990	385,910	423,850	461,770	534,470
500万円	441,270	479,190	517,130	555,050	643,910
600万円	534,550	572,470	610,410	648,330	753,350
700万円	632,490	670,410	708,350	746,270	868,260
800万円	737,430	775,350	813,290	851,210	991,380

【現行保険料と統一保険料の差額・増減割合】 (単位:円)

差額	1人	2人	3人	4人	4人(介2人)
98万円以下	2,060	5,770	9,490	13,190	15,130
200万円	▲1,450	7,100	17,000	13,710	10,610
300万円	▲7,960	4,420	10,490	20,400	14,280
400万円	▲14,830	▲2,460	9,930	22,300	12,210
500万円	▲22,270	▲9,900	2,490	14,860	▲910
600万円	▲29,710	▲17,340	▲4,950	7,420	▲14,030
700万円	▲37,530	▲25,160	▲12,770	▲400	▲27,820
800万円	▲45,900	▲33,530	▲21,140	▲4,350	▲34,180

増減割合	1人	2人	3人	4人	4人(介2人)
98万円以下	9.89%	20.25%	26.24%	30.09%	30.52%
200万円	▲0.80%	3.78%	8.15%	7.41%	4.84%
300万円	▲2.95%	1.50%	3.54%	6.43%	3.80%
400万円	▲4.09%	▲0.63%	2.40%	5.07%	2.34%
500万円	▲4.80%	▲2.02%	0.48%	2.75%	▲0.14%
600万円	▲5.27%	▲2.94%	▲0.80%	1.16%	▲1.83%
700万円	▲5.60%	▲3.62%	▲1.77%	▲0.05%	▲3.10%
800万円	▲5.86%	▲4.15%	▲2.53%	▲0.51%	▲3.33%

【1年あたり増減額(R7~R12で激変緩和措置)】 (単位:円)

	1人	2人	3人	4人	4人(介2人)
98万円以下	344	962	1,582	2,199	2,522
200万円	▲242	1,184	2,834	2,285	1,769
300万円	▲1,327	737	1,749	3,400	2,380
400万円	▲2,472	▲410	1,655	3,717	2,035
500万円	▲3,712	▲1,650	415	2,477	▲152
600万円	▲4,952	▲2,890	▲825	1,237	▲2,339
700万円	▲6,255	▲4,194	▲2,129	▲67	▲4,637
800万円	▲7,650	▲5,589	▲3,524	▲725	▲5,697

【収入・世帯構成員別世帯数】 (単位:世帯)

	1人	2人	3人	4人以上
98万円以下	102,875	19,753	4,184	1,890
200万円以下	34,981	19,788	2,292	846
300万円以下	11,772	7,173	1,009	489
400万円以下	5,856	3,147	582	344
500万円以下	3,482	1,627	375	268
600万円以下	2,209	787	245	166
700万円以下	1,585	458	156	124
800万円以下	1,177	351	114	101
800万円以上	3,589	1,284	480	410
計	167,526	54,368	9,437	4,638

軽減世帯 7軽 5軽 2軽

保険料増世帯 7 (全体の69%)